

平成30年8月24日

保護者の皆様へ

京都市立太秦中学校

校長 青野 浩

台風20号に対する非常措置について

本市におきましては、台風により京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「特別警報」「暴風警報」が発令された場合には、下記のような措置をとることが定められておりますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

1. 登校前に発令された場合

（1）「特別警報」が発令されたときは、解除されるまで登校を見合わせ、自宅待機させて下さい。

「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

午前0時までに解除になった場合は、5校時（13時15分）から始業 （給食は中止）

午前0時を過ぎても「特別警報」が発令中の場合は、臨時休業とします。

（2）「暴風警報」が発令されたときは、解除されるまで登校を見合わせ、自宅待機させて下さい。

「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

午前7時までに解除になった場合 平常授業

午前9時までに解除になった場合 3校時（10時45分）から始業

午前11時までに解除になった場合 5校時（13時15分）から始業 （給食は中止）

午前11時現在、警報発令中の場合 臨時休業

2. 在校中に発令された場合

下校の安全が確認できるまで、原則、生徒は学校に留め置き、気象状況、帰宅に要する時間、通学路の状況、家庭状況などに十分配慮し、帰宅させるかどうかを決定します。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いします。